

国立大学法人小樽商科大学理事の事務担当に関する規程

(平成16年4月6日制定)

第1条 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程第3条第4項に規定する理事が担当する事務は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 理事（総務担当副学長兼務）

学術研究、大学院教育、人事・労務、予算・決算、財務会計、外部資金の受入れ、国際交流、産学連携、地域貢献、大学評価、広報及びその他学長が必要と認めた事項

(2) 理事（教育担当副学長兼務）

学部教育、入試、学生（休学・退学、処分、支援、相談、就職）、留学生の受入れ・海外交流校派遣、生涯学習、中期目標・計画及びその他学長が必要と認めた事項

(3) 理事

創立百周年事業に関すること（企画、立案、実施、募金活動、緑丘会との連携協力）及びその他学長が必要と認めた事項

第2条 理事（総務担当副学長兼務）は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

第3条 理事のうち1人が欠員となった場合は、その後任が補充されるまでの間、学長が定める他方の理事が欠員となった理事の職務を併せて担当する。

附 則

この規程は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。